

平成30年3月23日（金曜日）午後2時0分開議

○議長（北 良晃君） 16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 日本維新の会の三橋でございます。

日本維新の会は、新斎苑整備事業に関する議案第11号、財産の取得及び議案第63号、工事請負契約の締結につきましては反対いたします。

新斎苑整備事業に関しましては、先般行われました事業者の再募集に係る積算根拠の資料について、私どもは従来から提供を求めていたにもかかわらず、これが提供されず、代表質問を通じて、積算根拠が明確ではなかったということが明らかになったところでございます。計画につきましても、新斎苑の施設への進入路が代替性のないものとなるなど、防災上の危険が一段と増大する内容になっているものと評価せざるを得ません。また、施設の区域自体が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されるおそれがあることが発覚しているにもかかわらず、それに対する対応について、いまだに基礎調査の実施主体である奈良県との連携を図ることができていないことも明らかになったところであります。

計画地の近傍に存在する森林法に基づく保安林の区域に関しましても、昨年、平成29年9月以降、私からの再三の指摘にもかかわらず、奈良市は、法令により権限のある奈良県が示しているものと異なる位置を示し続け、しかも、奈良県からも奈良市に対して、現在も指導が繰り返行われ続けている状況であることが判明しております。奈良市が行政文書に記載している内容に誤りがあるにもかかわらず、奈良県による指導に応じようとしめない姿勢は、議会や市民への説明資料に虚偽の情報を記載し続けているということにはほかならないのであり、断じてこれを認めることはできません。

また、当該土地の取得に当たっては、鑑定価格の3.3倍もの金額で、面積についても当初計画の5.8ヘクタールを大幅に超える11ヘクタールもの範囲を購入しようとするものであって、公共用地の取得の原則を無視するに等しい公金の支出としか言いようがありません。

よって、当該土地を取得する議案及びこれを前提とする工事請負契約を締結する議案には、当然のこととして反対するものであります。

議案第59号、奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部改正につきましては、原案及び予算決算委員会から送付された修正案に反対し、議案第60号、奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきましても反対いたします。

議員及び市長を初めとする特別職の期末手当につきましては、その増減は、全ての一般職の公務員に対して政治家の姿勢を示すものであり、一般職の勤勉手当の引き上げの可否を判断するための重要な要素となり得ることに照らせば、奈良市の財政にも大きな影響を与える事項であって、現在の財政状況に鑑みれば、これを引き上げることの妥当性を見出すことはできません。

特別職の退職手当につきましては、市長自身は当初の選挙公約において、退職手当を辞退することとして市民からの信任を得ていたものであり、その他の特別職においても同様にこれを了承し

て、みずから職について経緯があるのでありまして、奈良市の財政状況に鑑みましても、これを復活させ、または実質的に引き上げることの妥当性を見出すことはできません。

退職手当につきましては、これが給与の後払いの性格を有するという見解があるとしても、奈良市におきましては、少なくとも現時点までは市長その他の特別職の退職手当に関しましては、奈良市議会、ひいては奈良市民の間でそのような認識は共有されていなかったのであります。仮にそれが給与の後払いの性格を有するというのであれば、同一市長のもとでこれを現時点から実質的に遡及するがごとく支給することは、むしろ不適當であるものと言わざるを得ません。

現市長による最近の市政運営に鑑みましても、前述の公共用地の取得に係る問題や、合理的な根拠なくごみ焼却場の移転を先送りして、年間数十億円もの負担を将来世代に担わせることになっている問題を抱え、予算編成に当たっても、その査定方法などに重大な問題があることも明らかになっており、公金の支出に対する適切な意識に欠ける点が散見されます。

これらの状況を踏まえましても、議員及び特別職の期末手当の引き上げ、特別職の退職手当の復活ないし実質的な引き上げには賛成することができません。報酬や対価なくとも奈良市のため、またこの地域のため、世のため人のため働きたい、そういう人材こそ我々は求めるものであります。

次に、一般職の給料表の改定による実質的な給与の引き上げ及び勤勉手当の引き上げにつきましても、奈良市の財政状況に鑑みれば、その妥当性を見出すことはできません。奈良市は既に心身障害者の医療費助成を削減することを決定し、国民健康保険料についても奈良市では引き上げられる見込みであるなど、市民負担の増大施策が進められようとしているのであり、その一方で、公務員の給与だけを実質的に引き上げることなど、市民からの理解が到底得られるものではないと考える次第であります。

よって、これらの議案には反対するものであります。

以上でございます。